

参 考 資 料

※ 本資料は、委員会の議論のため作成した参考資料である。

1. 「廃棄物受入に関する検討委員会」の概要

〈委員会設置の趣旨〉

今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定める受入基準を超過したまま搬入される事案が発生したことを受け、センターでは、関係府縣市とも連携しながらチェック体制の強化等再発防止に向けた取り組みを開始した。

これらの再発防止の取り組みを実効性のあるものとするためには、再発防止の取り組みについて、適宜その進捗状況を確認するとともに、内容を検証していく必要があった。

また、今回の事案は、市町村が排出する廃棄物によるダイオキシン類の基準超過というこれまで想定していなかった事態であり、搬入停止等の措置やその解除に関する要件や手順の見直しの必要があった。

こうした状況に対応し、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置して検討し、平成 27 年度以降の受入業務に反映させることとした。

〈委員構成〉

〔委員〕

	委 員	所属、職名
学 識 経 験 者	藤田 正憲	大阪大学名誉教授 【委員長】
	新澤 秀則	兵庫県立大学教授
	高岡 昌輝	京都大学大学院教授
	黒坂 則子	同志社大学准教授

〔オブザーバー〕

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、国土交通省港湾局、
大阪府環境農林水産部、兵庫県農政環境部、大阪市環境局、神戸市環境局

〈開催経過〉

第 1 回委員会	平成 26 年 7 月 31 日
第 2 回委員会	平成 26 年 8 月 25 日
第 3 回委員会	平成 26 年 10 月 31 日
第 4 回委員会	平成 26 年 12 月 19 日

2. 排出事業者の施設の概要

センターが受け入れている廃棄物のうち、ダイオキシン類に関連する排出元の状況を取りまとめた。(平成 25 年度契約分を基準に施設を抽出し、平成 26 年度の状況を整理した。また、一般廃棄物(ごみ)焼却施設を対象とした。)

① 炉型・種類

- ・24 時間連続でごみを供給し安定的な燃焼を行えるため、ダイオキシン類の生成を低く抑えることのできる全連続炉は、稼働 108 施設中、78 施設(72.2%)を占めている。処理能力の合計で見ると、全体の 94.3%(24,146.84 ÷ 26,082.84 トン/日)である。
- ・新しい処理技術であるガス化溶融炉が 8 施設あり、稼働全施設の 7.4%を占めている。

炉型 種類		全連続炉 (24 時間)	准連続炉 (16 時間)	機械化バッチ炉 (8 時間)	不明	合計	
焼却	ストーカー式	59	9	13	0	81	98 (24,146.84)
	流動床式	11	5	0	1	17	
ガス化 溶融	シャフト式	4	-	-	0	4	8 (1,901)
	キルン式	0	-	-	0	0	
	流動床式	4	-	-	0	4	
その他		0	0	1	1	2 (35)	
合計		78 (24,606.5)	14 (1,160)	14 (316.34)	2 -	108 施設 (26,082.84)	
(廃止)		5 施設				113 施設	

※括弧内の数値は各施設の処理能力の合計(トン/日)

② 処理能力

- ・稼働 108 施設の処理能力の合計は、26,082.84 トン/日であり、平均すると約 240 トン/日である。
- ・ダイオキシン類削減対策の一環で示されたごみ処理の広域化に当たっての規模、100 トン/日以上以上の施設は、72 施設(66.7%)を占めている。処理能力の合計で見ると、93.9%(24,486 ÷ 26,082.84 トン/日)である。

処理能力区分 (トン／日)	30 未満	30 以上 50 未満	50 以上 100 未満	100 以上 300 未満	300 以上 600 未満	600 以上	不明	合計	
施設数	9	9	16	39	23	10	2	108 施設	
	34 施設			72 施設				(廃止 5 施設)	113 施設
処理能力合計 (トン／日)	128.34	328	1,140.5	7,156	9,550	7,780	-	26,082.84	
	1,596.84 トン／日			24,486 トン／日				トン／日	

③ 稼働年数

- ・稼働後 25 年を超す施設が 108 施設中、34 施設（18.9%）と最も多く、処理能力の合計でも、同区分が 7,152 トン／日（27.4%）と最も多い。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法の施行期日（H12/1/15）よりも前に設置（設置工事含む）された「既設炉」は 85 施設（78.7%）、「新設炉」は 23 施設（21.3%）である。処理能力の合計でみると既設炉 20,430.5 トン／日（78.3%）、新設炉 5,652.34 トン／日（21.7%）である。

設置年度 (稼働年数)	～S63 (25 年超)	H1～5 (20～25 年)	H6～10 (15～20 年)	H11～15 (10～15 年)	H16～20 (5～10 年)	H21～ (5 年未満)	不明	合計
施設数	34 (7,152)	15 (2,705.5)	21 (6,041)	23 (6,251.34)	7 (1,986)	6 (1,948)	2	108 施設 (26,082.84 トン／日)
新設／既設	既設 85 施設 (20,430.5 トン／日)			新設 23 施設 (5,652.34 トン／日)				
廃止	5 施設			-				113 施設

※括弧内の数値は各施設の処理能力の合計（トン／日）

④ ばいじん処理

- ・稼働 108 施設のばいじんの処理方法は、薬剤（キレート）による単独処理が 78 施設（72.2%）と大半を占める。
- ・溶融処理を採用するのは 4 施設（ガス化溶融を含めると 12 施設）で、溶融飛灰は、3 施設（ガス化溶融を含めても 3 施設）が山元還元によるリサイクルを実施している。また、加熱脱塩素化装置を導入し、ばいじん中のダイオキシン類を分解除去している施設が 5 施設ある。
- ・センターとばいじん処理物に係る契約を締結している（即ち、実際に持ち込まれている可能性がある）のは、稼働 108 施設中、103 施設である。

告示※1	イ	ロ	ハ	ハ・ニ	ニ	ホ			
処理方法	溶融	焼成	セメント 固化	併用	薬剤 (キレート)	酸抽出	なし	不明	合計
施設数	4	0	6※2	15※2	78(4)	1(1)	2※3	2	108 (5) 施設
	廃止 5 施設								113 施設
センター 契約	4※4	0	5	14	78(4)	1(1)	0	1	103 (5) 施設

※1 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年 7 月 3 日、厚生省告示第 194 号）

※2 うち 2 施設は、市町村自ら設置する最終処分場に埋立処分

※3 1 施設が別途中間処理を委託（最終的にリサイクル）、1 施設が保管

※4 うち 3 施設は、山元還元を実施しているが、溶融設備停止等に備えて契約を締結

※5 括弧内の数値は加熱脱塩素化装置を導入した施設（内数）

3. 超過事案の原因とその対策

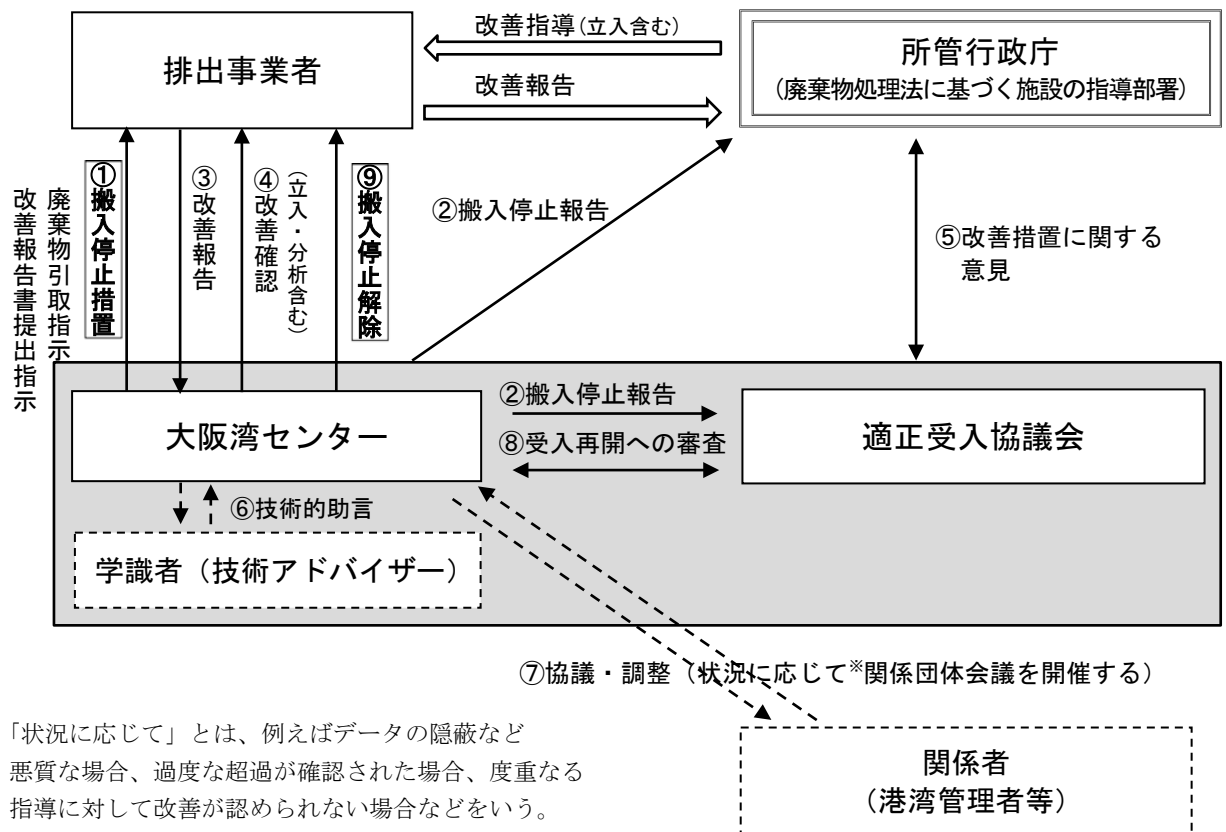
	判定基準の超過原因	今後の再発防止対策
滋賀県 (高島市案件)	○空気予熱器(伝熱管)の付着・堆積ダストによりダイオキシン類の再合成が促進され、高濃度のダイオキシン類が蓄積したが、清掃など適切な管理をしなかったことで基準超過につながったと判断 ○組織体制面で、専門的な技術者が不在であったことから、総合的、統括的に施設運営を行えるものが不在であり、あらゆる問題に対して抜本的な対策を講じることができず、緊急補修による対処療法対応に終始してきたことや、必要な定期点検が実施されてこなかった	○空気予熱器の付着・堆積ダスト対策として、以下の対策を実施し、改善を確認 (DXN増加率 11.97 倍→0.87~1.1 倍) ①燃焼由来の対策 適正な空気量となる制御パラメータの調整 ②再合成由来の対策 ・集じん器入口温度の変更(198℃⇒180℃) ・空気予熱器での熱交換量を増やすことで伝熱管の表面温度の低減を図った ③ダスト付着・堆積由来の対策 ・炉停止中に空気予熱器内部の清掃を実施 ・運転中のランシングホールからの清掃実施の徹底(1 回/日) ・スートブロー頻度増加(2 回/日⇒12 回/日) ○今後更に、燃焼安定化を図るため、エアブラスターの設置、レーザーO₂ 計の設置等を実施 ○組織体制面については、10 月からプラントメーカー専門技術者 3 名を配置し、安定的な施設運営を確保するとともに、施設を適法、適正かつ効率的に管理運営するための「高島市環境センター管理運営計画」及び「高島市コンプライアンス推進指針」を策定
京都府 (城南衛生管理組合案件)	○集じん器のろ布表面に長期間付着固定し、高濃度に濃縮したダイオキシン類を含む活性炭を核としたばいじんが、ばいじん処理物に混入したため	○集じん器のパルス(圧縮空気によるばいじんの払い落とし)設定変更(差圧の引下げ、間隔の短縮、圧力の引上げ) ○ろ布の点検と付着ばいじんのダイオキシン類分析と適正処理
(民間 A 社案件)	○高濃度となったダイオキシン類を含むダクト堆積物(ばいじん)が、ダクト交換作業の際に、誤ってばいじん処理物に混入したため	○既存の作業手順書を改良し、ダクト堆積物及び清掃灰の管理徹底を規定 ○ダクト堆積物等の適正処理とその処理後物を分析し安全を確認
奈良県 (桜井市案件)	○炉内(ボイラ、エコノマイザ、減温塔)に付着し、高濃度となったダイオキシン類を含む清掃灰(ばいじん)が、ばいじん処理物に混入したため	○安定的な運転管理(大型不燃ごみの混入防止、攪拌、各種管理値の徹底を含む運転管理強化) ○清掃灰のダイオキシン類分析と適正処理 ○排ガスへの消石灰吹込位置の変更 ○給じん装置の改造による燃焼安定化
(民間B社案件)	○炉内(白煙防止塔、減温塔、煙道)に付着し、高濃度となったダイオキシン類を含む清掃灰(ばいじん)が、ばいじん処理物に混入したため	○安定的な運転管理(各種管理値の徹底を含む運転管理強化、炉再稼働時の廃棄物投入温度の変更) ○清掃灰のダイオキシン類抑制対策(減温塔等の清掃の徹底、BF の払落し頻度の見直し等)の実施 ○焼却炉の停止・再稼働時に発生するばいじんのダイオキシン類分析と適正処理

4. 搬入停止の措置及び解除について

① 手続き

判定基準を超過した事が明らかになった場合、センター、排出事業者、及び所管行政庁（廃棄物処理法に基づく施設の指導部署）（以下、「所管行政庁」とする。）は、次の措置をとる。

1. センターは、排出事業者に対して搬入停止措置を取り、判定基準を超過した廃棄物を排出事業者に取り取らせる。併せて、排出事業者に改善報告書（改善後の分析結果を含む）の提出を求める。
2. センターは、所管行政庁に対して搬入停止措置の報告を行うとともに、適正受入協議会において搬入停止について報告する。（所管行政庁は、排出事業者に対して改善指導を行う。）
3. 排出事業者は、改善が終了しその旨を所管行政庁に報告したときは、センターに対して改善報告を行う。
4. センターは、改善の報告を受けた場合、速やかに立入調査等により改善の確認を行う。
5. センターは、所管行政庁に対して改善措置に関する意見を求める。
6. センターは、改善の内容について、必要に応じて学識者（技術アドバイザー）の助言を求める。
7. センターは、必要に応じて関係者（港湾管理者等）と協議・調整を行う。また状況に応じて関係団体会議を開催する。
8. 適正受入協議会（解除審査部会）は、受入再開について審査を行う。
9. センターは、搬入停止の解除について総合的に判断し、搬入停止の解除の手続きを行う。



※「状況に応じて」とは、例えばデータの隠蔽など悪質な場合、過度な超過が確認された場合、度重なる指導に対して改善が認められない場合などをいう。

②搬入停止解除のための測定頻度・測定期間

＜測定の目的＞

搬入停止を解除するための要件として測定頻度を定める目的は、改善措置を講じたことにより廃棄物が適正に処理され、安定的に基準値を下回ることを確認するためである。

＜参考となる考え方（検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方）＞

- ・東日本大震災による福島第一原発事故を受け、厚生労働省は食品の安全性の確保のために定められた食品衛生法に「放射性物質に関する暫定規制値」が新たに設定。
- ・原子力災害対策本部は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を策定。暫定規制値を超える放射性物質が検出された食品の出荷制限・摂取制限の設定や解除の条件を定めている。
- ・解除の基準は「安定的に基準を下回ること」とされていたが、具体的な解除の条件は以下のとおり。

＜H23.6.27 の考え方＞

○放射性ヨウ素の検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として複数市町村で 1週間ごとに検査し、検査結果が3回連続、暫定規制値以下とする。

○放射性セシウムの検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として1市町村あたり3か所以上、直近1ヵ月以内の検査結果がすべて暫定規制値以下とする。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

＜H26.3.20 の考え方＞

○検査の頻度 定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施

○解除の条件 原則として1市町村あたり3か所以上、直近1ヵ月以内の検査結果が全て基準値以下であること

- ・以上のように、人体に直接摂取される食品では、安定的に基準を下回る確認として測定頻度は1週間ごと、測定期間は1ヵ月と定められている。
- ・なお、ごみ処理施設から排出する焼却灰、ばいじんの分析頻度は、「廃棄物処理法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「放射性物質汚染対処特措法」では項目等により、「月1回」「年1回」の頻度である。

＜今後のセンターの対応の例示＞

事業者により原因究明と改善対策が講じられたのち、原則として1週間ごとに1ヵ月以上事業者自らが測定した結果、全て受入基準値以下であることを搬入再開の要件とする。

ただし、超過原因や改善対策の度合い等を総合的に判断し、所管行政庁と協議・調整のうえ測定頻度や期間を決定する。

※施設改造が必要なDXN超過など社会的影響が大きな事案 ⇒ 3ヵ月の測定

※薬液不足等による重金属の超過などの軽微な事案 ⇒ 2週間の測定

5. 簡易測定（生物検定）を活用したダイオキシン類の抜取検査について

①ダイオキシン類の簡易測定

ダイオキシン類に係る簡易測定は、ダイオキシン対策特別措置法上、焼却施設の設置者による処理基準の確認方法として認められている。一方、廃棄物処理法上の特別管理廃棄物の判定には認められていない。しかしながら、迅速に結果を知ること、センターの抜取検査にとって大きなメリットとなる。

実際に簡易測定導入に係る中央環境審議会答申では、EU のスクリーニング事例が示されている。また、その考え方を参考に、我が国の廃棄物分野では、PCB 廃棄物に「迅速判定法」と称し、特別管理廃棄物のスクリーニングに活用できること及びその具体的な技術がマニュアルで示されている。

現在、10 方法が環境省で指定を受けており、これらの簡易測定のうち 2 社で実証試験を実施し、活用方法を含めて採用の可否について検討した。

なお、簡易測定は、生物検定と機器分析に大別されるが、機器分析の簡易測定を業として実施している事業者は見いだせなかった。

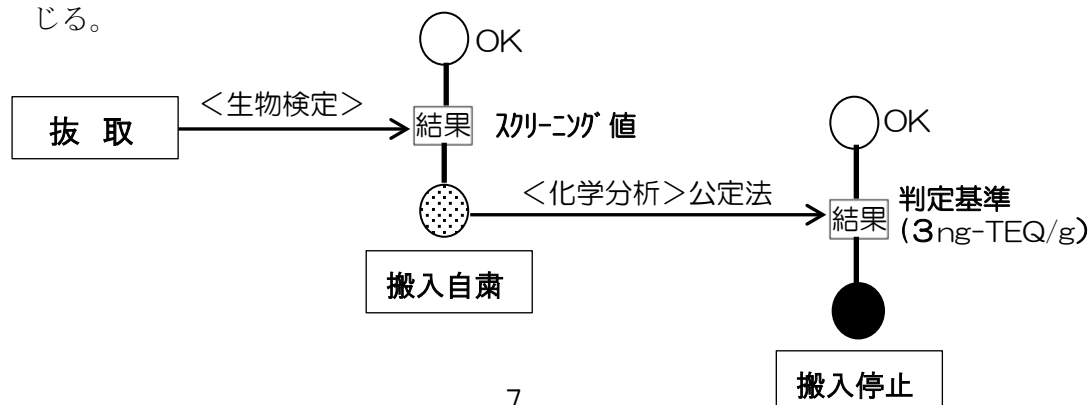
②実証試験結果の概要

試料は、3ng-TEQ/g 前後のものを中心に、また、センター事業の特性を踏まえ、産業廃棄物・一般廃棄物の別や焼却炉形式の別など、幅広く試料を選定し、生物検定の結果と公定法の結果を比較した。

その結果、公定法との一致性、相関性は良好であり、抜取検査のみならず、事業者による特別管理廃棄物のスクリーニングとして活用することは十分可能であると考えられる。

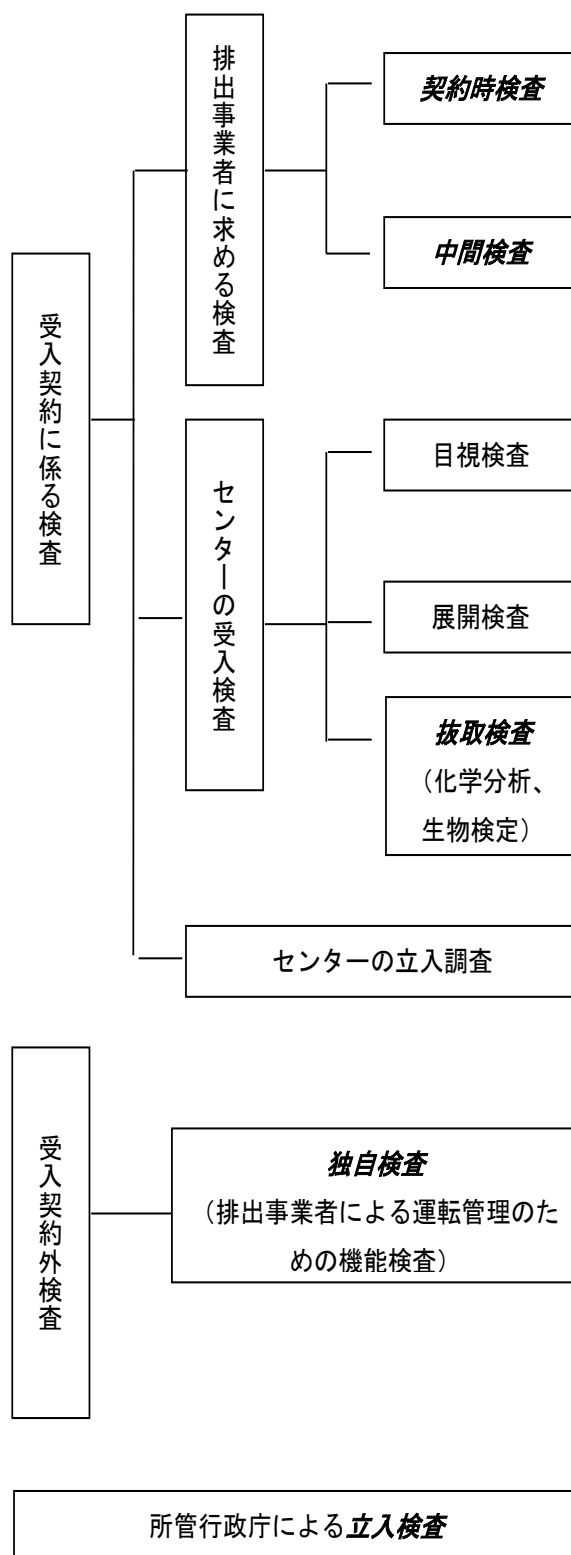
③生物検定を活用した場合の抜取検査の流れ

- センターが行う抜取検査において、第 1 段階として生物検定法を用いて抜取検査を行う。対象は、焼却施設からの焼却灰及びばいじん処理物である。
- 3ng-TEQ/g の規制基準が適用される廃棄物については、スクリーニング値を設定する。
- スクリーニング値を超過したものについて、第 2 段階として公定法に基づいた検査を行い、受入基準に対する適否を判断し、超過したものは搬入停止措置を講じる。

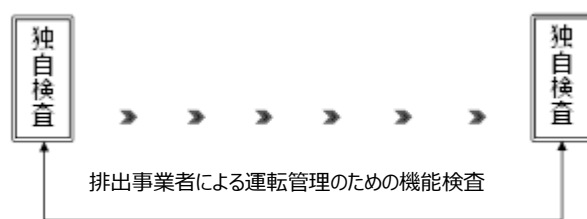
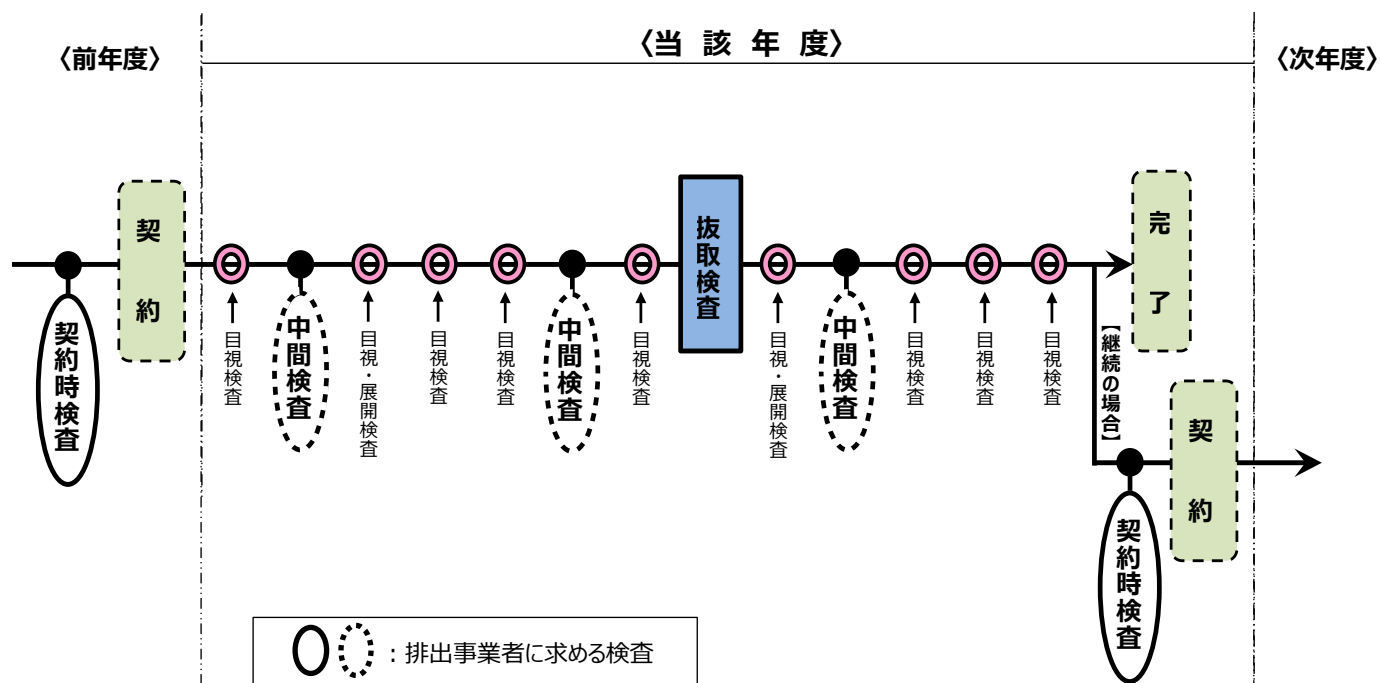


6. センターの検査体系

センターの廃棄物受入に関する検査体系(案)



通年の検査の流れ（イメージ）



＜排出事業所の所管行政庁による立入検査＞

立入検査

7. 既設炉の取扱いについて

① 既設炉の受入基準

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理基準は、国の生活環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、平成 11 年 12 月の同法施行規則の制定により、具体的に定められた。
- その内容は、ばいじん及び焼却灰に係るダイオキシン類の処理基準は 3 ナノグラム以下としたうえ、経過措置として、ダイオキシン類対策特別措置法の施行期日（平成 12 年 1 月 15 日）において、現に設置又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉（以下「既設炉」という。）は、セメント固化、薬剤（キレート）処理又は酸抽出の処理を行う限り、同法に基づく処理基準が適用されないとした。
- 特別管理廃棄物の指定に係る廃棄物処理法の規定のほか、その他の法令に基づくばいじん、焼却灰等の規制も、ダイオキシン類対策特別措置法と同様の基準及び経過措置を設けている。
- センターの受入基準も同様の基準及び経過措置を設けている。

② 既設炉の受入状況（施設数・割合）

- 平成 26 年度に契約したごみ焼却施設（一般廃棄物）は 108 施設である。このうち経過措置の適用を受けない「新設炉」は 23 施設（21.3%）で、既設炉は 85 施設（78.7%）である。
- 108 施設のうち、センターとばいじん処理物に係る契約を締結しているのは、103 施設（5 施設は別に中間処理又は最終処分）で、新設炉 22 施設（21.4%）、既設炉 81 施設（78.6%）、である。（処理能力でも同程度）

③ 既設炉の取扱いについて

- 既設炉で新設炉同様の受入基準を達成するには、排出事業者における焼却施設の改造若しくは熔融・加熱脱塩素化等の設備の追加又は別途外部に中間処理の委託が必要となるため、猶予期間を置くことなく受入基準を設定することは困難である。
- その一方で、ダイオキシン類対策特別措置法が施行されて 15 年を経過しようとする中、実際に当センターに持ち込まれるごみ焼却施設の 8 割が既設炉である。引き続き既設炉に経過措置を適用するのか、あるいは、最終処分場の長期的な安全性を確保する観点から何らかの措置を求めるのか、考える必要がある。

今後の対応として、以下のような取り組みが考えられる。

（1）当面の対応

- 著しく高い値の場合は、所管行政庁及び排出事業者に対し、適正な維持管理を行

うよう依頼する。

(2) 長期的な視点

- ばいじん等の処理基準は、最終処分場に持ち込まれるダイオキシン類をできるだけ低減し、長期的な安全性を確保する観点から定められていること、法施行後 15 年を経過しようとしていることを踏まえ、排出事業者の対応状況も見ながら、改善に向けて関係機関に働き掛けていく必要がある。

8. 廃棄物受入の概要

① 大阪湾広域臨海環境整備センター概要

○名 称:大阪湾広域臨海環境整備センター

○根拠法律:広域臨海環境整備センター法(昭和 56 年法律第 76 号)

○設 立:昭和 57 年 3 月 1 日

○受入対象区域:近畿 2 府 4 県 168 市町村

○広域処理場整備対象港湾:4 港湾(尼崎西宮芦屋港、堺泉北港、神戸港、大阪港)

○出資団体:地方公共団体(174 団体)

うち府県(6 団体)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

うち市町村(168 団体)大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市ほか

港湾管理者(4 団体)

大阪港湾管理者、堺泉北港湾管理者、神戸港湾管理者、尼崎西宮芦屋港湾管理者

○管理委員会:[委員長]大阪府知事[委員]滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、

和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

○目 的:・大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。

・埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある発展に寄与すること。

○業 務:①港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。

・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理

・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てより行う土地の造成

②地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。

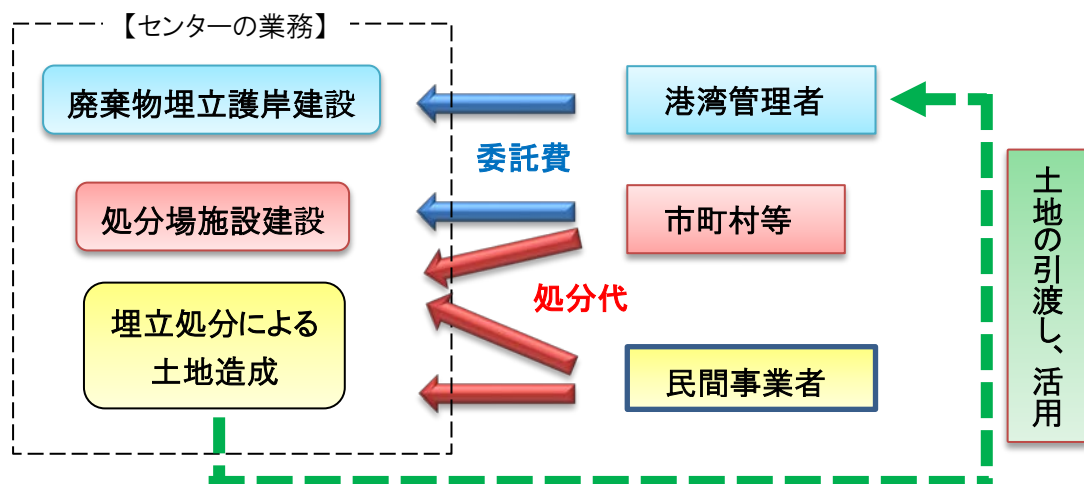
・一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理

・一般廃棄物等による海面埋立て

・前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するための搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理

③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て

④前各号の業務に附帯する業務



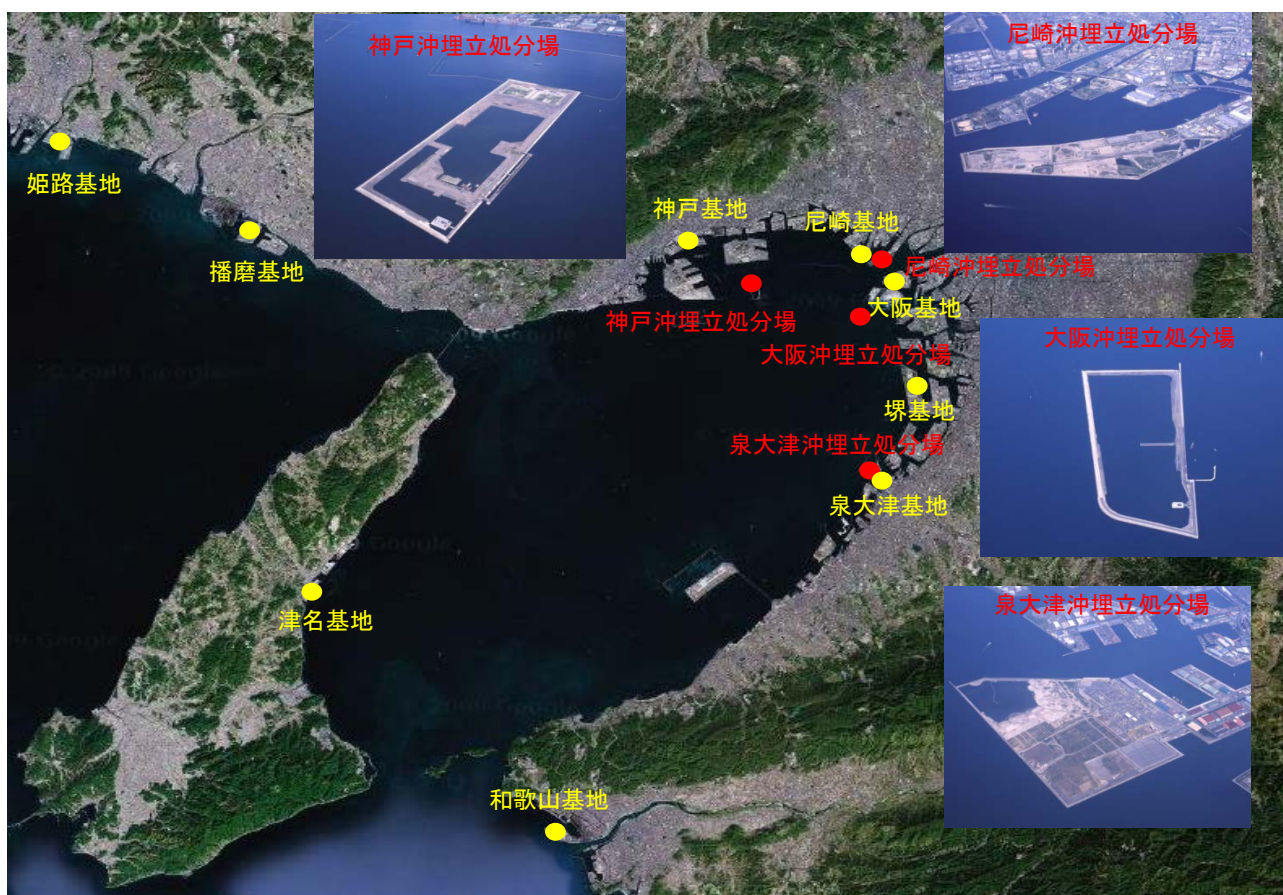
② 廃棄物受入区域

「大阪湾フェニックス計画」では、大阪湾に埋立処分場を設け、近畿 2 府 4 県 168 市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れている。

「廃棄物の輸送時間を最小とすること」、「特定搬入施設(基地)への集中を避けるため可能な限り分散させること」を基本として基地ごとの受入区域を定めている。

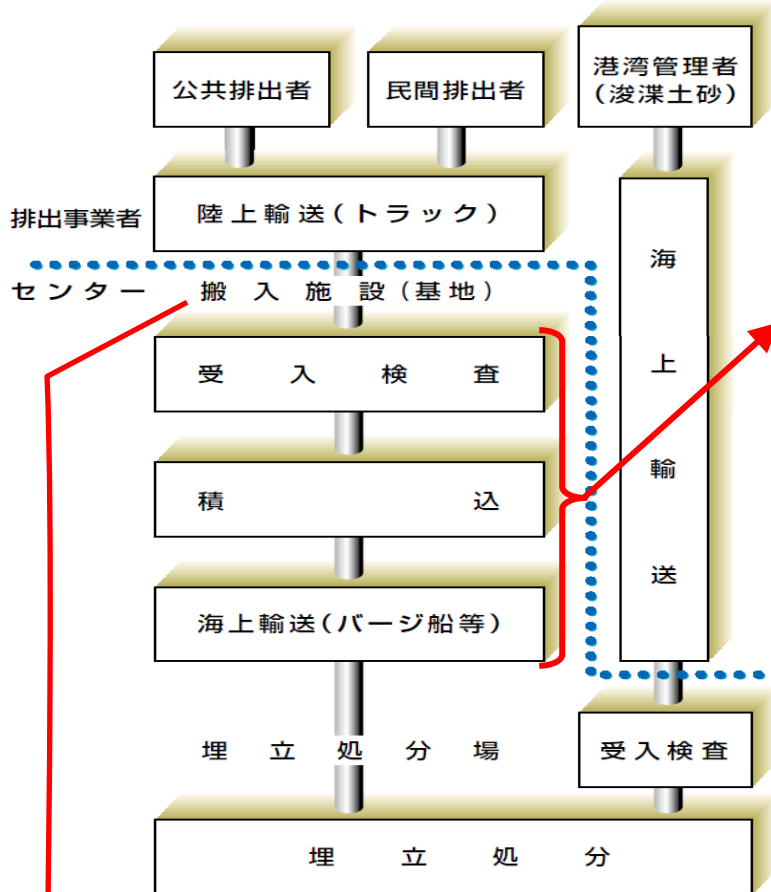


③ 埋立処分場と搬入基地



④ 廃棄物の搬入から処分まで

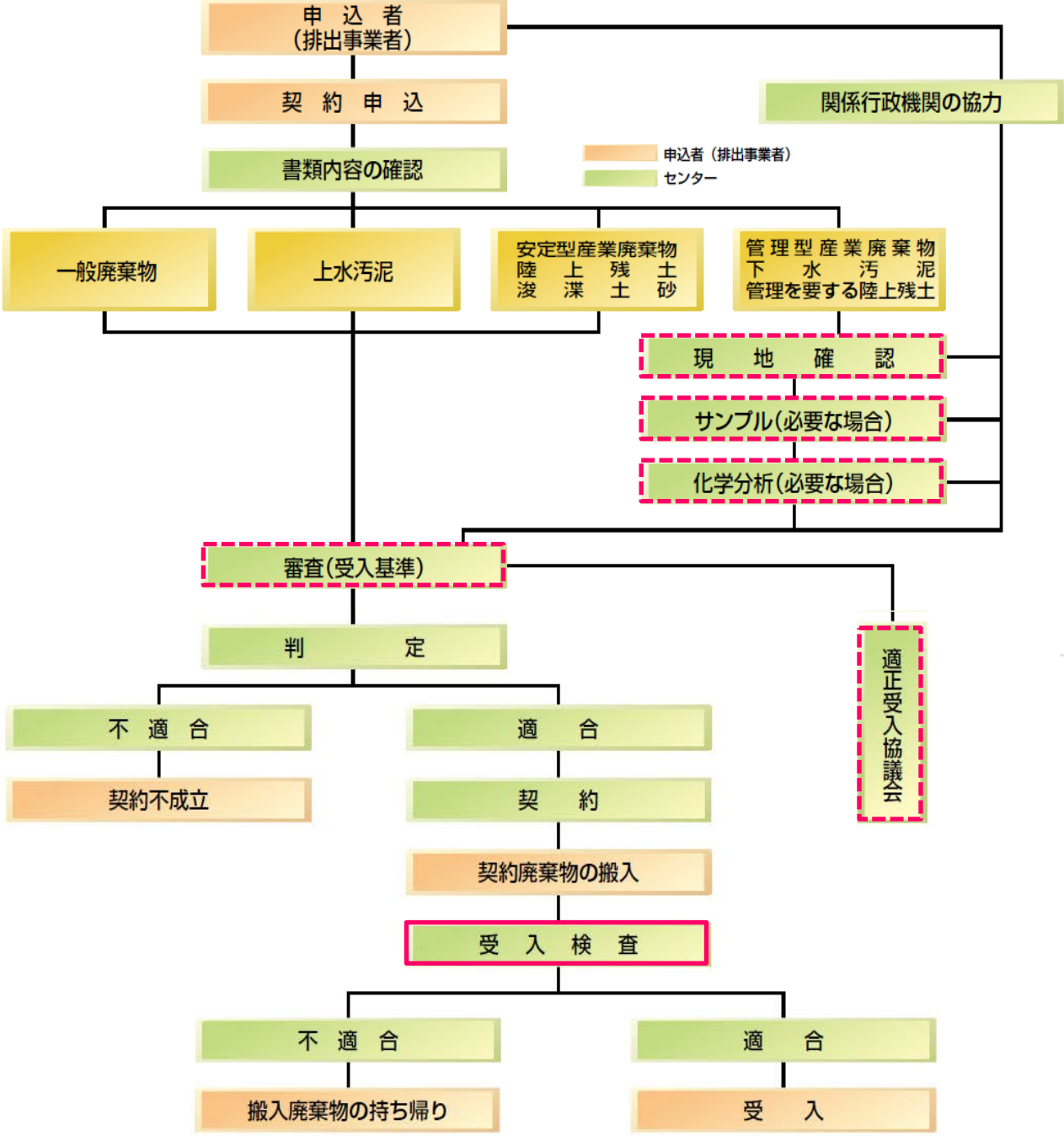
廃棄物の流れ
 廃棄物は、受入区域ごとに各基地に搬入され、基地から海上輸送等により処分場に搬入しています。



搬入・積出経路



⑤ 申込から受入までのフロー



【受入基準】

以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

1 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。

- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (2) 次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
 - ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
 - イ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬
 - ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
- (4) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
- (5) ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
- (6) 水面において著しく油膜を形成するもの
- (7) 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
- (8) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
- (9) 著しく飛散又は浮遊するもの
- (10) 著しく悪臭を発するもの
- (11) その他、広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

2 個別基準 廃棄物別の個別基準は、次に掲げるとおりとする。

排出時の廃棄物の種類	受入基準	受入廃棄物の種類
① 一般廃棄物	①可燃ごみ ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の項を満足するもの。 ○ ばいじんを処分するために処理したもの（以下「ばいじん処理物」という。）にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	②不燃・粗大ごみ ○ 最大径がおおむね30cm以下に破砕等されたものであって、中空のものを除く。 ○ 破砕後の可燃物については、焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の項を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○ 不燃ごみ ○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	③し尿処理汚泥 ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の項を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○ し尿処理の焼却灰 ○ ばいじん処理物
② 産業廃棄物	①上水汚泥 ○ 含水率が85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○ 上水汚泥
	②下水汚泥 ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○ 下水汚泥の焼却灰 ○ 下水汚泥のばいじん
	③燃え殻 ○ 熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。	○ 燃え殻
	④汚泥（①と②を除く） ○ 含水率85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○ 汚泥A ○ 汚泥B ○ 燃え殻
	⑤鉱さい ○ 最大径がおおむね30cm以下であって、判定基準を満足するもの。	○ 鉱さい
	⑥ばいじん ○ 乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 湿式集じんダストは、含水率85%以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ ばいじん
	⑦廃プラスチック類・ゴムくず ○ 最大径がおおむね15cm以下に破砕されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○ 廃プラスチック類・ゴムくず ○ 燃え殻 ○ ばいじん
	⑧金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず ○ 最大径がおおむね30cm以下に破砕されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○ 金属くず ○ ガラスくず及び陶磁器くず
	⑨がれき類 ○ 最大径がおおむね30cm以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○ がれき類
	⑩シュレッダーダスト ○ 減容固化のうえ、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ シュレッダーダスト
	⑪その他の産業廃棄物 ○ 不燃性のものにあっては、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 可燃性のものにあっては、焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ なお、廃油等の焼却残さについては、水面において油膜を形成しないもの。 ○ 石綿含有産業廃棄物にあっては、中空でないもの、有害物質が付着し又は含有するものを除く。	○ その他の産業廃棄物
③ 陸上残土	○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等の廃棄物が混在しないものであって、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。	○ 陸上残土A ○ 陸上残土B ○ 管理を要する陸上残土A ○ 管理を要する陸上残土B
④ 浚渫土砂	○ 木片、ごみ等の廃棄物が混在しないものであって、浚渫土砂に係る判定基準を満足するもの。	○ 浚渫土砂

- 注1 有害な物質とは、判定基準に掲げる項目をいう。 注2 汚泥Aは中間処理された建設汚泥とし、汚泥Bは汚泥A以外の汚泥とする。
- 注3 石綿含有産業廃棄物とは、非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新設、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものをいう。
- 注4 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。
- 注5 管理を要する陸上残土Aは、管理を要する陸上残土のうち土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）第16条に規定する要措置区域等内の土地の土壌とし、管理を要する陸上残土Bは、管理を要する陸上残土A以外の管理を要する陸上残土とする。

3 判定基準

項 目	判定基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下
有機リン化合物	1 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下

注1 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法とする。

注2 ダイオキシン類の項は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含有し又は付着した廃棄物に適用する。

注3 ダイオキシン類の項は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。

- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4 ばいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）で定める基準を満足するもの。
---------	---

5 陸上残土に係る判定基準

陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第3及び別表第4で定める基準を満足するもの。
------	--

6 管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する 陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号、この項において以下「規則」という。）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）第1条第12号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について規則別表第2で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第1で定める基準とともに満足するものであって、規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質、同号ロに規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。
----------------	---

7 浚渫土砂に係る判定基準

浚渫土砂	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）及び「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日付け環水管第119号環境庁水質保全局長通知）で定める基準を満足するもの。
------	--

8 陸上残土に係る土質区分基準

区 分	コーン指数	含水比（発生時）	水素イオン濃度（pH）
陸上残土 A	400 K N / m ² 以上	40%以下	5.8以上 8.6以下
陸上残土 B	陸上残土 A以外のもの		

注 コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第309号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第59号国土交通省大臣官房営繕部計画課長通知）に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pHの試験方法は、地盤工学会基準（JGS）0211に定める方法とする。

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破碎等したものとす。

参考 1

個別基準に係る項目	測 定 方 法
熱 し ゃ く 減 量 含 水 率	昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙 2 の II による。
油 分	有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検査方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）による。

参考 2 陸上残土及び管理を要する陸上残土の判定基準

以下の判定基準を満足するもの

項 目	陸 上 残 土		管 理 を 要 する 陸 上 残 土
	大阪湾センター判定基準		大 阪 湾 セ ン タ ー 判 定 基 準
	土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 別 表 第 3 溶 出 量 基 準	土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 別 表 第 4 含 有 量 基 準	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	－	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.0005 m g / L 以下	15 m g / k g 以下	0.0005 m g / L 以下 かつ 15 m g / k g 以下
カドミウム又はその化合物	0.01 m g / L 以下	150 m g / k g 以下	0.1 m g / L 以下
鉛又はその化合物	0.01 m g / L 以下	150 m g / k g 以下	0.1 m g / L 以下
六価クロム化合物	0.05 m g / L 以下	250 m g / k g 以下	0.5 m g / L 以下
ヒ素又はその化合物	0.01 m g / L 以下	150 m g / k g 以下	0.1 m g / L 以下
有機リン化合物	検出されないこと	－	検出されないこと
シアン化合物	検出されないこと	50 m g / k g 以下	1 m g / L 以下
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	検出されないこと	－	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 m g / L 以下	－	0.03 m g / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 m g / L 以下	－	0.01 m g / L 以下
セレン又はその化合物	0.01 m g / L 以下	150 m g / k g 以下	0.1 m g / L 以下
ジクロロメタン	0.02 m g / L 以下	－	0.02 m g / L 以下
四塩化炭素	0.002 m g / L 以下	－	0.002 m g / L 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004 m g / L 以下	－	0.004 m g / L 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.02 m g / L 以下	－	0.02 m g / L 以下
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04 m g / L 以下	－	0.04 m g / L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1 m g / L 以下	－	1 m g / L 以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006 m g / L 以下	－	0.006 m g / L 以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002 m g / L 以下	－	0.002 m g / L 以下
チウラム	0.006 m g / L 以下	－	0.006 m g / L 以下
シマジン	0.003 m g / L 以下	－	0.003 m g / L 以下
チオベンカルブ	0.02 m g / L 以下	－	0.02 m g / L 以下
ベンゼン	0.01 m g / L 以下	－	0.01 m g / L 以下
フッ素及びその化合物	0.8 m g / L 以下	4,000 m g / k g 以下	15 m g / L 以下
ホウ素及びその化合物	1 m g / L 以下	4,000 m g / k g 以下	30 m g / L 以下

9. 関 係 法 令 等

① 関係法令等 (必要箇所を抜粋して掲載)

- 1-1 広域臨海環境整備センター法（昭和 56 法律 76）
- 1-2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和 45 法律 137）
- 1-3 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法律 105）
- 1-4 公有水面埋立法（大正 10 法律 57）
- 1-5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）（昭和 45 法律 136）

1-1 広域臨海環境整備センター法	
第1条	広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。
第19条	センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一	港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行うこと。 イ 第二条第一項第一号に掲げる施設（編注 港湾法に規定する廃棄物埋立護岸）の建設及び改良、維持その他の管理 ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
二	地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行うこと。 イ 第二条第一項第二号に掲げる施設（編注 一般廃棄物の最終処分場であつて港湾区域内に設置されるもの）及び同項第三号に掲げる施設（編注 産業廃棄物の最終処分場であつて港湾区域内に設置されるもの）（政令で定める部分（編注 地方公共団体が処理する産業廃棄物に係る部分）に限る。）の建設及び改良、維持その他の管理 ロ イに掲げる施設における一般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物（編注 イに規定する産業廃棄物）による海面埋立て ハ 第二条第一項第四号に掲げる施設（編注 廃棄物の搬入施設及び廃棄物の受入れを調整するための通信、情報処理等の用に供する施設）の建設及び改良、維持その他の管理
三	第二条第一項第三号に掲げる施設（編注 産業廃棄物の最終処分場であつて港湾区域内に設置されるもの）（前号イの政令で定める部分を除く。）の建設及び改良、維持その他の管理並びに当該施設における産業廃棄物（同号ロの政令で定める産業廃棄物を除く。）による海面埋立てを行うこと。
四	前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

1-2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（ダイオキシン類対策特別措置法の一部含む）	
特別管理一般廃棄物（廃棄物処理法施行令ほか）	
1条	（略）政令で定める一般廃棄物（編注 特別管理一般廃棄物）は、次のとおりとする。
二	別表第一の一の項の中欄に掲げる施設（編注 一時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m ² 以上のごみ処理施設であつて、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設）において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（略）（編注 ばいじん（集じん施設によつて集められたものに限る。））
三	前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（*）に適合しないものに限る（略）） （*）環境省令で定める基準 廃棄物処理法施行規則 1 条 2 項→平成 12 年 1 月厚生省告示 4→平成 4 年 7 月厚生省告示 194 第 1 号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年 厚生省告示 194）

	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第二号及び第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法（略）として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。 イ 溶融設備を用いて溶融したうえで固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについてもハからホまでのいずれかの方法により処理する方法 ロ 焼成設備を用いて焼成することにより重金属が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについてもハからホまでのいずれかの方法により処理する方法 ハ セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法 ニ 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法 ホ 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法
四	別表第一の二の項の中欄に掲げる施設（編注 廃棄物焼却炉であって火床面積が 0.5m ² 以上又は焼却能力が一時間当たり 50kg 以上のもの）において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（略）（編注 ばいじん又は燃え殻（これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第 24 条第 1 項の環境省令で定める基準（編注 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 7 条の 2 第 1 項）を超えるものに限る。）
五	前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号（略）に掲げるものを除く。）
六	別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場（編注 次に掲げる施設を有する工場又は事業場。廃棄物焼却炉であって火床面積が 0.5m ² 以上又は焼却能力が一時間当たり 50kg 以上のものから発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設、当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの）において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（略）
七	前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る（略））
特別管理一般廃棄物（廃棄物処理法施行規則）	
1 条 3	令第一条第五号及び第七号並びに別表第一の三の項の環境省令で定める基準は、ダイオキシン類（略）の含有量が一グラムにつき三ナノグラム以下であることとする。
附則 2 条	（平成一五年三月三日環境省令第二号） 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の 10 の項に掲げる施設（編注 廃棄物焼却炉）において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（略）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（略）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法
一般廃棄物の処理基準（廃棄物処理法）	
6 条の 2	2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（略）は、政令で定める。
一般廃棄物の処理基準（廃棄物処理法施行令）	
3 条	法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。
一イ(1)	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

一イ(2)	収集又は運搬（編注 埋立処分に当たっても）に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
一口	一般廃棄物の収集又は運搬（編注 埋立処分に当たっても）のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
三イ(1)	地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。
三イ(2)	周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
三口	埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、（略）
三八	埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、（略）
三ニ	埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
三ホ	埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
三ヘ	浄化槽（略）に係る汚泥及びし尿の埋立処分を行う場合（略）
三ト	特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合（略）
三チ	石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合（略）
三リ	石綿含有一般廃棄物を（略）
三ヌ	第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第四条の二第二号ロの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすること。
三ル	感染性一般廃棄物を（略）
三ヲ	ばいじん（集じん施設によつて集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。 (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

特別管理一般廃棄物の処理基準（廃棄物処理法）

6 条の 2	3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（略）は、政令で定める。
特別管理一般廃棄物の処理基準（廃棄物処理法施行令）	
4 条の 2	法第六条の二第三項 の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。
三	特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。

一般廃棄物の最終処分場の維持管理基準（廃棄物処理法）

8 条の 3	第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（略）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。
--------	--

最終処分場の維持管理基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

25 条	廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、環境省令で定める基準に従い、最終処分場の維持管理をしなければならない。
------	---

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令 1）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 総理府・厚生省令 2）（下線部のみ）

1 条	2 法第八条の三第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
-----	---

一	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
二	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
三	火災の発生を防止する（略）とともに、（略）消火設備を備えておくこと。
四	（略）害虫が発生しないように（略）必要な措置を講ずること。
五	（略）囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。（略）
六	（略）立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておく（略）こと。
七	（略）擁壁等を定期的に点検し（略）必要な措置を講ずること。
八	（略）負荷により、（略）遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。
九	（略）遮水工を定期的に点検し、（略）必要な措置を講ずること。
十	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に（略）地下水等検査項目（ <u>編注 重金属、有機塩素化合物等</u> ）、 <u>ダイオキシン類</u> 、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目、 <u>ダイオキシン類</u> について一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。 ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。 ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目、 <u>ダイオキシン類</u> について測定し、かつ、記録すること。
十一	前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目、 <u>ダイオキシン類</u> に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
十二	前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。
十三	（略）調整池を定期的に点検し（略）必要な措置を講ずること。
十四	前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等、 <u>ダイオキシン類水質排出基準（10pg/L）</u> に適合することとなるように維持管理すること。 ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 （1）排水基準等に係る項目（（2）に規定する項目を除く。）、 <u>ダイオキシン類</u> について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 （2）水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について一月に一回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。
十四の二	（略）有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
十五	（略）開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。
十六	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。
十七	埋立処分が終了した埋立地（略）は、（略）覆いにより閉鎖すること。
十八	前号の規定により閉鎖した埋立地については、（略）覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。
十九	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。
二十	埋め立てられた一般廃棄物の種類（略）の記録並びに（略）図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

1-3 ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法

- 第24条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令（編注 規則7条の2）で定める基準以内となるように処理しなければならない。
- 2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性」と、同条第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。
- 第25条 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、環境省令で定める基準（編注 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令）に従い、最終処分場の維持管理をしなければならない。
- 2 廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項中「環境省令」とあるのは「環境省令（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十五条第一項の環境省令を含む。第十五条の二の三第一項において同じ。）」と、同法第九条第五項中「環境省令で定める技術上」とあるのは「環境省令（ダイオキシン類対策特別措置法第二十五条第一項の環境省令を含む。）で定める技術上」と読み替えて、同法の規定を適用する。
- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者
- 二 第二十三条第三項の規定による命令に違反した者
- 3 第一項第一号及び前項の違反行為については、当該違反行為が行われた日から三月以内に都道府県知事が当該違反行為に係る施設に関しその職員に第三十四条第一項の規定による立入検査をさせ、当該立入検査において環境省令で定める方法により測定した結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合に限り、当該違反行為をした者を罰する。

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

- 2条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びに令第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。
- 一 排出ガスを測定する場合にあっては、日本工業規格K〇三一一によるほか、次によること。（略）
- 二 排出水を測定する場合にあっては日本工業規格K〇三一二によること。
- 三 法第四十五条第三項に基づき測定する場合には、前二号の規定によるほか、次によること。
- イ 同一試料について二回分析を行い、それらの分析によるダイオキシン類の量（法第八条第二項第一号に規定する換算の方法により換算した量をいう。以下この号において同じ。）のうち小さい方を測定結果とすること。
- ロ 次のいずれにも該当する場合にあっては、同一試料について再度分析を行い、当該再度の分析によるダイオキシン類の量がイの測定結果より小さい場合は、イの規定にかかわらず、当該再度の分析によるダイオキシン類の量を測定結果とすること。
- （1）イによる測定結果が排出基準又は総量規制基準に適合しないとき
- （2）別表第三の中欄に掲げる異性体（当該異性体についてのイに規定する分析による二回の測定量がいずれも定量下限以上であるものに限る。）のうち少なくとも一の異性体について、当該二回の測定量の平均値と、当該二回の測定量のうち小さい方との差が、当該平均値に十分の三を乗じて得た値を超えるとき
- 7条の2 法第二十四条第一項の環境省令で定める基準は、一グラムにつき三ナノグラムとする。
- 2 前項の基準は、第二条第二項に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 附則
2条
3 （平成十一年十二月二十七日総理府令第六十七号）
- 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第七条の二の規定は適用しない。
- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう

- 化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

1-4 公有水面埋立法

公有水面埋立法

- 第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ
- 2 前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ
- 一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所
 - 二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域
 - 三 埋立地ノ用途
 - 四 設計ノ概要
 - 五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間
- 3 前項ノ願書ニハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添附スベシ
- 一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面
 - 二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書
 - 三 資金計画書
 - 四 埋立地（公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク）ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面
 - 五 其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル図書
- 第32条 左ニ掲クル場合ニ於テハ第二十二條第二項ノ告示ノ日前ニ限り都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リテ其ノ為シタル免許其ノ他ノ処分ヲ取消シ其ノ効力ヲ制限シ若ハ其ノ条件ヲ變更シ、埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築若ハ除却セシメ、損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得
- 一 埋立ニ関スル法令ノ規定又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキ
 - 二 埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ノ条件ニ違反シタルトキ
 - 三 詐欺ノ手段ヲ以テ埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ヲ受ケタルトキ
 - 四 埋立ニ関スル工事施行ノ方法公害ヲ生スルノ虞アルトキ
 - 五 公有水面ノ状況ノ變更ニ因リ必要ヲ生シタルトキ
 - 六 公害ヲ除却シ又ハ軽減スル為必要ナルトキ
 - 七 前号ノ場合ヲ除クノ外法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ

公有水面埋立法施行規則

- 第3条 法第二條第三項第五号 の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。
- 一 個人にあつては、戸籍抄本
 - 二 法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者（以下「発起人等」という。）の名簿
 - ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
 - 三 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - 四 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
 - 五 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
 - 六 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
 - 七 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面
 - 八 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
 - 九 公共施設の配置及び規模について説明した図書
 - 十～十二 （略）

昭和49年6月14日付け港管1581、建設省河政発58通知

- 1イ （略）「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施工方法」には、少なくとも。埋立法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。

1－5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）

海洋汚染防止法

- 第10条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。
- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
 - 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。
- 四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

海洋汚染防止法施行令

- 第5条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- 十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号 又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヌに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

② センター規程（現行）

- 2-1 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程（平成元規程8）
- 2-2 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入手続きに関する達（平成元達6）
- 2-3 大阪湾広域臨海環境整備センター判定基準等超過廃棄物の取扱要領（平成5）
- 2-4 契約書の規定（一般廃棄物埋立処分委託契約書）
- 2-5 広域処分場適正受入協議会設置要綱（平成元）
- 2-6 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）適正受入協議会運営要領（平成25）

2-1 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程

（廃棄物の受入の基準）

第6条 廃棄物の受入の基準は、受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準及び種類別の個別基準とし、その内容については、別表第4（編注 パンプ p19～参照）に定めるとおりとする。

（受入の手続き等）

第8条 受入に関する手続き等この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

2-2 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入手続きに関する達

（趣旨）

第1条 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程第8条の規定により受入の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（事前審査）

第3条 契約申込を受けた廃棄物については、必要に応じ書類審査、事情聴取及び検査等の事前審査を行い、さらに管理型産業廃棄物については「広域処分場適正受入協議会」に審査を要請し受入の可否を判断する。

2 （略）

（契約の継続）

第5条 排出事業者から年度を越えて引き続き契約を継続したい旨の申し入れがあった場合は、原則として毎年2月末日までに必要書類を提出させ事前審査を行い適正と認められれば契約を自動継続することができる。

（契約の解除）

第7条 排出事業者が次の各号に該当するときは、その理由を付して契約を解除することができるものとする。

- (1) 契約を履行しないとき
- (2) 正当な理由なくセンターの指示に従わないとき
- (3) 契約に定める廃棄物の適正な処分に関し著しく不誠実と認められるとき

2 （略）

（受入検査）

第12条 廃棄物が基地に搬入されたときは必要な受入検査を行い、契約に違反した搬入方法がとられている場合又は当該廃棄物が受入基準に適合していない場合は受け入れないこととし、その旨を排出事業者へ通知する。

（搬入停止）

第13条 前条において搬入された廃棄物が受入基準に適合していない場合は、排出事業者において適合するよう処置するまでの間、搬入停止の措置をとることができるものとする。

2 前項の排出事業者の処置により受入基準に適合するようになった場合は搬入停止を解除させる。ただし、搬入再開後も必要に応じて、廃棄物分析結果表等を提出させるものとする。

（書類様式等）

第15条 受入に関し必要な書類の様式及びこの達に定めのない事項については、別に理事長が定める。

2-3 大阪湾広域臨海環境整備センター判定基準等超過廃棄物の取扱要領

（目的・定義）

第1条 大阪湾広域臨海環境整備センターが、受入契約を締結した廃棄物を対象に受入検査（精密化学分析）を実施した結果、判定基準（センターが定める大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程（平成元年規程第8号）の別表第4に定める廃棄物の受入の基準（以下「受入基準」という。）のうち、「3 判定基準」とする。）及び個別基準（受入基準のうち、「2 個別基準」とする。ただし、熱しやく減量及び含水率に関する基準のみ適用する。）を超過したことが明らかとなった廃棄物については、今後搬入が予定されている廃棄物（以下「契約廃棄物」という。）に対し搬入停止措置をとる

など判定基準及び個別基準に適合させるための措置を規定することにより、廃棄物の適正な受入に資することを目的とする。

(措置等)

第2条 前条の目的を達成するため、センターの措置、当該契約廃棄物の排出事業所を所轄する行政庁（以下「所轄庁」という。）の役割、協力内容及び広域処分場適正受入協議会（以下「協議会」という。）への報告について次のように定める。

(センターの措置)

第3条 センターは、判定基準を超過した事が明らかとなった産業廃棄物について、次の措置をとるものとする。

(1) 排出事業者に対して不適合通知を発するとともに、契約廃棄物の搬入停止措置をとり、所轄庁に報告する。併せて契約廃棄物の適正な処理・処分を含め改善指導を要請する。

(2) 判定基準を超過した廃棄物を排出事業者に取り上げるとともに、契約廃棄物の発生工程等の改善計画書及び改善報告書（改善後の分析結果を含む。）を排出事業者へ提出させる。

(3) 所轄庁の実施する立入調査等により改善が確認された場合、搬入を再開する。

2 センターは、判定基準を超過した事が明らかとなった一般廃棄物及び個別基準を超過した事が明らかとなった産業廃棄物について、次の措置をとるものとする。

(1) 排出事業者に対して不適合通知を発するとともに、所轄庁に報告する。

(2) 所轄庁に契約廃棄物の適正な処理・処分を含め改善指導を要請する。

(3) 契約廃棄物の発生工程等の改善計画書及び改善報告書（改善後の分析結果を含む。）を排出事業者へ提出させる。

3 センターは、個別基準を超過した事が明らかとなった一般廃棄物について、次の措置をとるものとする。

(1) 排出事業者に対して不適合通知を発する。

(2) 契約廃棄物の発生工程等の改善計画書及び改善報告書（改善後の分析結果を含む。）を排出事業者へ提出させる。

4 センターは、第2項及び第3項に規定する廃棄物について、判定基準を大幅に超過したり、度重なる指導に対して改善が認められない等により埋立処分業務に支障がある場合には第1項の措置をとることができる。

(所轄庁の役割)

第4条 第3条第1項(1)又は第3条第2項(1)の報告を受けた所轄庁は、当該契約廃棄物の排出事業所に立入調査等を実施し、必要な指導を行うものとする。

2 センターは、必要に応じ、所轄庁の実施する立入調査に同行するものとする。

(協議会への報告)

第5条 センターは、第3条及び第4条の内容について、協議会に報告するものとする。

2-4 契約書の規定（一般廃棄物埋立処分委託契約書）

(廃棄物の事前審査)

第5条 委託廃棄物は、廃棄物埋立処分契約申込書（以下「契約申込書」という。）のとおりとし、この契約締結前に、乙が行う委託廃棄物に係る審査を経て、乙が受入承認するものでなければならない。

(廃棄物の受入検査)

第6条 甲は、委託廃棄物の搬入に際しては、乙の搬入場所で、搬入車証を提出し、乙の行う検査を受け、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の検査において、搬入された委託廃棄物が乙の定める廃棄物受入基準（以下「受入基準」という。）に適合しないと認めるときは、廃棄物の受入を拒否し、搬入停止の措置をとることができる。この場合において、乙は、甲にその旨を通知するものとする。

3 乙は、甲が前項の搬入停止の措置を受けた廃棄物について必要な処理を行い、受入基準に適合すると認めるときは、搬入停止の措置を解除する。この場合において、甲は搬入再開後、乙の指示に従い、廃棄物分析結果表等を提出しなければならない。

(搬入停止)

第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、搬入停止の措置をとることができる。この場合において、乙は、甲にその旨を通知するものとする。

2 乙は、甲が前項の違反を是正し、乙が適当と認めるときは、搬入停止の措置を解除する。

2-5 広域処分場適正受入協議会設置要綱

(設置)

第1条 大阪湾広域臨海環境整備センターは、廃棄物等の適正な受入等を図り、埋立処分業務を適正に行うため、広域処分場適正受入協議会（以下「協議会」という。）及び受入区域毎に泉大津・大阪沖適正受入協議会、尼崎・神戸沖適正受入協議会（以下「受入区域別協議会」という。）を設置する。

2 受入区域別協議会は、その運営のために協議会運営要領（以下「運営要領」という。）を定める。

(協議事項)

第2条 協議会及び受入区域別協議会は、次に掲げる事項の協議、調整を行う。

① 協議会の協議、調整事項

- ア 受入に関する基本事項に関すること
 - イ 受入区域別協議会の連絡調整に関すること
 - ② 受入区域別協議会の協議事項
 - ア 廃棄物等の受入審査に関すること
 - イ その他、運営要領に定める事項
- (構成)
- 第3条 協議会は、センター及び別表1（府県、政令市、処分場設置市、積出基地設置市町）に掲げる団体の廃棄物主管課の長で構成する。
- 2 受入区域別協議会は、センター及び別表2（府県、政令市、処分場設置市、積出基地設置市町）に掲げる団体の廃棄物主管課の長で構成する。
- (運営)
- 第4条 協議会は、必要に応じセンターが召集する。
- 2 協議会が必要と認めるときは、関係機関の職員の出席を求めることができる。
- 3 協議会の庶務は、センターが行う。
- 4 受入区域別協議会の運営は、運営要領で定める。
- (協議)
- 第5条 センターは、運営要領で定める廃棄物等について、受入契約を締結しようとするときは、事前に受入区域別協議会の意見を聞かなければならない。
- 2 センターは、前項に基づいて聞いた意見を尊重しなければならない。
- 3 受入区域別協議会は、協議のために必要となるデータの提供等に関し、構成団体に協力を求めることができる。
- 4 受入区域別協議会において受入協議を経た廃棄物等は、処分場を変更する場合であっても当該受入区域別協議会の協議を経たものとみなす。
- 5 その他、受入区域別協議会において協議のため必要な事項は、運営要領で定める。
- (報告)
- 第6条 センターは、定期的に、次の事項を受入区域別協議会に報告するものとする。
- ① 受入廃棄物等の受入契約審査結果及び受入検査結果
 - ② その他運営要領に定める事項

2-6 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）適正受入協議会運営要領

(目的)

第1条 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）適正受入協議会は、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立事業のうち、津名・姫路・播磨・神戸・尼崎基地（大阪・堺・泉大津・和歌山基地）において、廃棄物等の適正な受入が図られるよう関係者の協議・調整を行うことを目的とする。

(協議)

第2条 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会は、次に掲げる廃棄物の受入について協議する。

- ① 別表-1に掲げる廃棄物（編注 管理型産業廃棄物（燃え殻、汚泥（上水汚泥を除く。）、鉋さい、ばいじん及び13号廃棄物）
- ② その他協議の必要な廃棄物
- ③ 管理を要する陸上残土

(構成)

第3条 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会は、センターの担当常務理事及び別表-2に掲げる団体の廃棄物主管課（室）長を構成員とする。

2 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、別表-2に掲げる団体の中から互選により選出する。

4 会長は、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。ただし、第4条第3項に規定する代理出席の場合は、会長の代理出席者が会長の職務を代行する。

(運営)

第4条 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会は、会長が召集する。

2 会長は、尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会の議長を務める。

3 構成員は、その代理職員を出席させることができる。

4 会長が必要と認めるときは、関係機関の職員に出席を求めることができる。

5 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会の庶務は、センターが行う。

(受入審査等)

第5条 センターは、第2条で定める協議対象廃棄物等について、埋立処分の委託契約の申込みがあったときは、会長と協議して、速やかに尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会を開催し、受入について協議するものとする。ただし、受入契約の更新にあたって、発生工程、原材料に変更等のない場合は、尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会の受入協議を省略することができる。

2 センターは、尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会の開催前に排出事業所を所管する行政庁（以下「所轄庁」という。）に申込みの内容を照会する。

3 前項の照会を受けた所轄庁は、当該排出事業所に立ち入る等により、申込みのあった廃棄物等の性状及び排出事業所に関する情報を把握し、センターに回答する。

4 センターは、廃棄物等の受入審査にあたっては、廃棄物等の発生工程等を考慮して、事前に廃棄物

等の性状について確認し、更に必要があるときは、契約締結に先立ち現場確認を行うものとする。
(報告)

第6条 センターは、次の事項を尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会に定期的に報告する。

- ① 受入審査に係る契約の状況
- ② 第2条に定める廃棄物等以外の廃棄物について受入契約の審査結果
- ③ 廃棄物等の受入状況
- ④ 廃棄物等の受入検査結果

2 センターは、受入検査により第2条で定める廃棄物等が受入基準に適合しないと判断したときは、搬入停止措置をとるとともにその内容を所轄庁に報告する。

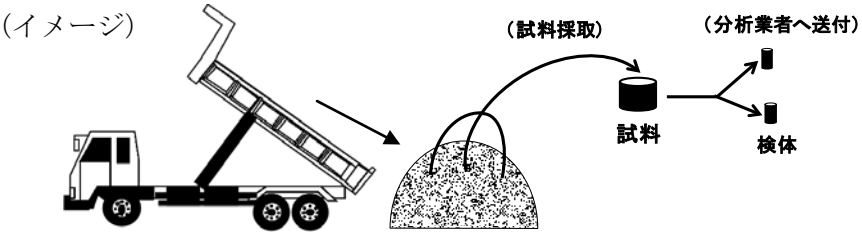
なお、センターは当該廃棄物等の受入を再開するにあたっては、尼崎・神戸沖協議会に諮り協議するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、議長が必要に応じて協議会に諮って定める。

2 尼崎・神戸沖（泉大津・大阪沖）協議会が取り扱う個別情報等の公開については、別途定める。

10. センター事業に係る用語説明

用 語	意 味
受入基準	センターが定める廃棄物の受入基準である。法令に適合し、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定めることとされ、具体的には大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程（以下「受入規程」という。）別表第4に規定している。
共通基準	受入基準のうち、受入廃棄物のすべてを対象とする基準である。具体的には、受け入れない廃棄物の性状を掲げている。
個別基準	受入基準のうち、廃棄物の種類別に定める基準である。排出時の廃棄物を一般廃棄物3種類、産業廃棄物11種類、陸上残土、浚渫土砂に区分し、個別に基準を定めている。
判定基準	重金属や有機塩素化合物、ダイオキシン類など26項目の試験方法及び判定基準値を定め、個別基準において引用されている。 なお、ばいじん処理物、陸上残土等、受入廃棄物の種類によっては、個別の判定基準を設けている。
事前審査	契約申し込みを受けて行う書類審査や事情聴取、検査のこと。さらに、新たに申し込みのあった管理型産業廃棄物については、広域処分場適正受入協議会に審査を要請し、受入可否の判断を諮っている。
受入検査	基地に搬入された廃棄物に対して行う検査のこと。目視・簡易検査、展開検査、化学分析（抜取検査）がある。
目視・簡易検査	受付ゲートにおいて、目視により契約廃棄物の照合・性状の検査を行い、必要に応じサンプリングし、油膜の有無等を検査すること。
展開検査	必要に応じ、投入ステージの投入口、もしくは検査ヤードにて廃棄物を展開して行う検査のこと。
抜取検査 （化学分析）	必要に応じ、サンプリング及び化学分析を行い受入基準（主として判定基準）の適合性を検査すること。
立入調査	センターが適正な埋立処分を実施するため、契約者の施設に立ち入り、廃棄物の排出、保管状況等を調査すること。契約書において調査への協力を規定している。
廃棄物（ロット）、試料、分析、検体	抜取検査の一連の手順で用いる用語である。 ○廃棄物（ロット）：抜取検査の試料採取に用いる廃棄物のこと。 ○試料：分析に供するため、ロットから試料採取を実施したもの。 ○分析：試料から測定結果を得るための試験操作のこと。国の告示や日本工業規格等で規定されている。 ○検体：分析の単位 （イメージ） 

簡易測定 (生物検定法)	排出ガスやばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定については、極微量の測定となるため、これまで高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いた測定方法により行われてきたが、この方法では多大な時間と費用が必要となり、施設設置者などにとって大きな負担となってきた。 このため、環境省は、迅速で低廉な、いわゆる簡易測定法の導入を検討し、平成 16 年 12 月にダイオキシン類対策特別措置法施行規則を改正し、廃棄物焼却炉からのばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定の一部に、生物検定法による測定法の追加等を行うとともに、この規則において環境大臣が定めることとされている具体的な測定法について、技術的な評価を踏まえて、平成 17 年 9 月の告示において 4 種類の方法を指定した。 その後の科学的な知見の蓄積などを踏まえ、平成 22 年 3 月に告示を改正し、新たに 6 種類の生物検定法を追加した。(合計 10 種類)
新設炉／既設炉	ダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成 12 年 1 月 15 日において、既に設置され、又は設置の工事がなされている廃棄物焼却炉からのばいじん等については、指定する方法で処分する限り経過措置が適用され、処理基準の適用が一定猶予されている。経過措置の適用を受ける施設を「既設炉」、適用を受けない施設を「新設炉」と称している。